

② 調整出資金額の計算

27の2-2 措置法令第18条の3第2項第1号に規定する「その年に計算期間の終了の日が到来する計算期間（…）の終了の時までに当該個人が当該有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第11条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額」とは、実際にその出資が履行されたものをいうことに留意する。

有限責任事業組合契約は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、初めてその効力が生じる（有限責任事業組合契約法3①）。

したがって、個人又は法人により、有限責任事業組合契約法第11条に規定する「金銭その他の財産」による出資が実際に履行されなければ、有限責任事業組合はいまだ成立していないことになる。

然して、措令第18条の3第2項第1号は、「その年に計算期間の終了の日が到来する計算期間（……）の終了の時までに当該個人が有限責任事業組合契約に基づいて有限責任事業組合契約に関する法律第11条の規定により出資した同条の金銭その他の財産の価額」と規定しているところであり、本通達は、同号にいう「出資した同条の金銭その他の財産」は当該出資を約しただけでは足りず、実際に出資が履行された「金銭その他の財産」を意味することを留意的に明らかにしたものである。